

議案第12号

海部南部水道企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年6月1日から新たに企業団の共同処理する事務の区域を加えることとし、海部南部水道企業団規約を次のとおり変更するものとする。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により企業団の共同処理する事務の区域に愛西市に係る農業集落排水事業区域及びコミュニティ・プラント整備事業区域を加えることとし、海部南部水道企業団規約を変更することについて協議する必要があるからである。

海部南部水道企業団規約の一部を変更する規約

海部南部水道企業団規約（昭和42年海部南部水道企業団規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条第2号関係）

愛西市	公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、コミュニティ・
弥富市	プラント整備事業区域

附 則

- 1 この規約は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 変更後の海部南部水道企業団規約別表第2の規定は、令和5年度分の公共下水道等の使用料計算及び徴収（調定を除く。）に関する事務から適用し、令和4年度分までの公共下水道等の使用料計算及び徴収（調定を除く。）に関する事務については、なお従前の例による。